

(平成26年12月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

関東（栃木）厚生年金 事案 8840

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月2日から同年5月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月2日に、資格喪失日に係る記録を同年5月11日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年6月1日まで

私は、正確な勤務期間を記憶していないが、平成8年4月及び同年5月にB市C地区にあったA社に勤務していたが、申立期間に係る被保険者記録が無い。給与明細票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年4月2日から同年5月11日までの期間について、申立人が提出したA社の同年4月分の給与明細票、同年5月分の給与明細書及び同社の回答により、申立人が当該期間に同社において勤務していたことが認められる。

また、平成8年4月分の給与明細票により、当該期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、平成8年4月の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月

額のそれぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記の給与明細票における厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成8年4月1日から同年4月2日までの期間について、申立人は、同年4月1日から勤務していたと主張しているが、A社は、同年4月分の給与明細票から判断すると、申立人は同年4月2日に入社したものと考えられると回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

申立期間のうち、平成8年5月11日から同年6月1日までの期間について、申立人から提出されたA社から受け取ったとする同年5月分の給与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社に対し、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、勤務実態については、上記の給与明細書によれば「出6」（6日出勤）と記載されていることから、申立人は平成8年5月10日まで同社に勤務していたものと考えられ、同年5月末日まで勤務していたとは考え難いとしており、また、厚生年金保険料の控除については、当時の資料は既に処分しており不明であると回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 8842

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成22年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年10月25日から同年11月16日まで
国（厚生労働省）の記録では、A社の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得日が平成22年11月16日となっているが、実際は同年10月25日に入社している。保険料控除の事実が確認できる給与明細書を提出するので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、申立人が提出した給与明細書及び事業主が提出した給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成22年11月のオンライン記録及び給与明細書により確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りを認めていることから、年金事務所は、当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は9万2,000円、申立期間②は13万2,000円、申立期間③は21万5,000円、申立期間④及び⑤は23万9,000円、申立期間⑥は25万4,000円、申立期間⑦は25万円、申立期間⑧は26万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月24日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月6日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月12日
⑥ 平成17年12月8日
⑦ 平成18年7月19日
⑧ 平成18年12月14日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与の記録が無い。申立期間については、賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「平成18年賃金台帳一覧」及び回答、申立期間に係るB銀行から提出された「預金取引明細表」及びC市役所から提出された「給与支払報告書」から判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑧までに係る標準賞与額については、申立人の給与支払報告書、預金取引明細表及び複数の同僚の賞与明細書等により推認できる保険料控除額から、申立期間①は9万2,000円、申立期間②は13万2,000円、申立期間③は21万5,000円、申立期間④及び⑤は23万9,000円、申立期間⑥は25万4,000円、申立期間⑦は25万円、申立期間⑧は26万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 14 万 7,000 円、申立期間②は 17 万 9,000 円、申立期間③は 25 万 6,000 円、申立期間④及び⑤は 25 万 9,000 円、申立期間⑥は 27 万 2,000 円、申立期間⑦は 25 万 9,000 円、申立期間⑧は 27 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 24 日
② 平成 15 年 12 月 12 日
③ 平成 16 年 7 月 6 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 17 年 7 月 12 日
⑥ 平成 17 年 12 月 8 日
⑦ 平成 18 年 7 月 19 日
⑧ 平成 18 年 12 月 14 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与の記録が無い。申立期間については、賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳及び源泉徴収票、A社から提出された申立人の「平成 18 年賃金台帳一覧」及び回答、B市役所から提出された「給与支払報告書」及びC銀行から提出された「預金取引明細表」から判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認めら

れる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑧までに係る標準賞与額については、申立人の源泉徴収票、預金取引明細表及び複数の同僚の賞与明細書等により推認できる保険料控除額から、申立期間①は 14 万 7,000 円、申立期間②は 17 万 9,000 円、申立期間③は 25 万 6,000 円、申立期間④及び⑤は 25 万 9,000 円、申立期間⑥は 27 万 2,000 円、申立期間⑦は 25 万 9,000 円、申立期間⑧は 27 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 24 万 6,000 円、申立期間②は 30 万 8,000 円、申立期間③は 26 万 2,000 円、申立期間④は 27 万円、申立期間⑤は 28 万 9,000 円、申立期間⑥は 30 万 6,000 円、申立期間⑦は 29 万 7,000 円、申立期間⑧は 31 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 24 日
② 平成 15 年 12 月 12 日
③ 平成 16 年 7 月 6 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 17 年 7 月 12 日
⑥ 平成 17 年 12 月 8 日
⑦ 平成 18 年 7 月 19 日
⑧ 平成 18 年 12 月 14 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与の記録が無い。申立期間については、賞与支給額のうち、10万円は現金で受け取り、残りは金融機関への振り込みであったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①及び②の賞与明細書及び平成 15 年から 18 年までの源泉徴収票、A社から提出された申立人の「平成 18 年賃金台帳一覧」及び回答、B市役所から提出された平成 15 年から 18 年までの「給与支払報告書」及びC銀行から提出された「預金取引明細表」から判

断すると、申立人は、申立期間において当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑧までに係る標準賞与額については、申立人の賞与明細書、源泉徴収票、預金取引明細表及び複数の同僚の賞与明細書等により推認できる保険料控除額から、申立期間①は 24 万 6,000 円、申立期間②は 30 万 8,000 円、申立期間③は 26 万 2,000 円、申立期間④は 27 万円、申立期間⑤は 28 万 9,000 円、申立期間⑥は 30 万 6,000 円、申立期間⑦は 29 万 7,000 円、申立期間⑧は 31 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間②の標準賞与額に係る記録を19万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 19 日
② 平成 18 年 12 月 14 日

A社において申立期間に支給された賞与が厚生年金保険の記録に無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社が提出した申立人に係る平成18年賃金台帳一覧に記載された「賞与・手当等」の金額、当該賞与・手当等に係る社会保険料の金額及び預金取引明細表の賞与に係る振込額から判断すると、申立人は、申立期間②に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記賃金台帳一覧及び預金取引明細表の振込額により推認できる保険料控除額から、19万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について事業主は、申立期間②に係る賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料について、納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人の預金取引明細表によると、申立期間①に係る賞与の振込が確認できる。

しかしながら、前述の賃金台帳一覧に記載された賞与・手当等に係る社会保険料の金額から判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除は無いことが認められる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月30日から同年9月5日まで
昭和48年3月16日にA社に入社し、C社のD部署で接客をしていた。51年3月15日に退職するまで継続勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社に勤務していた複数の同僚の証言及び雇用保険記録から、申立人が申立期間にA社のグループ会社であるC社で継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同職種の同僚が提出した給与支給明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるところ、当該給与支給明細書に記載された事業所名は、「C社」の押印が確認できる一方、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和49年9月5日であることが確認できる。

さらに、申立期間当時、E社F事業部に在籍し、申立人と同様にC社に勤務していたと供述する同僚二人から提出された給与支給明細書は、上記のA社に在籍していた同僚の給与支給明細書と同様「C社」の押印が確認できるところ、E社F事業部に在籍していた上記二人の同僚の申立期間に

における厚生年金保険被保険者記録は、在籍元であったE社F事業部において継続している。

加えて、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和49年9月5日に資格取得した者のうち、それまでE社F事業部に在籍していた者67人（上記の同僚二人を含む。）は、全員、E社F事業部で厚生年金保険被保険者記録が継続している。

以上のことを踏まえると、E社F事業部においては、同社に在職していた者について、C社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、従前の事業所で引き続き厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたものと考えられ、申立人が在籍していた同社のグループ会社であるA社においては誤って同様の処理が行われなかったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（栃木）厚生年金 事案 8841

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から18年4月1日まで

昭和13年8月にA社（後にB社に承継され、現在は、C社）に入社しD営業所勤務を命ぜられ、顧客先に出向きE作業等を行う外回りの仕事を担当していた。16年12月1日付けで補充兵役に編入、17年8月から21年5月までの期間は臨時召集され兵役に服していたものの、申立期間は労働者年金保険の対象に該当していたと思われる。ところが、その資格取得日は同制度が適用された17年6月1日ではなく、18年4月1日と記録されている。正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事記録により、申立人が申立期間においてB社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、C社は、「申立期間当時の社会保険台帳等の関連資料が無く、申立人に係る届出、保険料の納付、保険料控除及び社会保険の適用等については不明である。」と回答している。

また、申立人はB社F支社において昭和18年4月1日に労働者年金保険の資格を取得しているところ、同支社の労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において申立期間に資格を取得した同僚は34人おり、そのうち連絡可能な一人に照会したが「申立人を知らない。当時の社会保険の適用については不明である。」と回答している上、申立期間後に資格を取得した同僚の一人は、「自分は昭和13年4月にA社に入社し、D営業所に配属され事務職としてG業務を担当していた。17

年6月14日に召集され、兵役に服し21年6月に復職した。」と回答しているところ、その同僚の被保険者名簿における資格取得日は19年6月1日と記録されている。

さらに、申立人の労働者年金保険被保険者台帳索引票（以下「索引票」という。）における資格取得日は昭和18年4月1日と記録されているところ、被保険者名簿において同日に資格を取得した同僚は9人おり、氏名が判読できない一人を除く8人の索引票における資格取得日は全員が同日と記録されている上、被保険者名簿において17年1月1日に資格を取得した同僚25人のうち索引票が保管されている15人についても取得日は同日と記録されている。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）におけるB社F支社の資格取得日は、昭和18年4月1日と記録されている上、申立人から提出された28年2月26日に再交付された厚生年金保険被保険者証における申立人の資格取得日は、18年4月1日と記録されている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8847

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 22 日から 53 年 8 月 1 日まで
被保険者記録照会回答票によると、A社における厚生年金保険の資格取得は、昭和 53 年 8 月 1 日となっており、前職を退職した 51 年 10 月 22 日から 53 年 8 月 1 日までの期間、厚生年金保険が未加入となっていることに納得できない。同社に入社したのは、53 年 8 月 1 日より前だと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に入社したのは、昭和 53 年 8 月 1 日より前であると主張しているが、同社は既に解散しており、当時の事業主は既に死亡している上、申立人を同社に紹介した元取締役は、「申立人がいつから勤務したかは不明。また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についても不明。」と回答している。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していた 14 人に照会し、7人から回答があったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、上記同僚のうち、職業安定所の紹介で就職したという者は、A社の求人票に試用期間 3 か月とあったと供述しており、当該同僚の厚生年金保険の加入は当該同僚が供述する入社時期の 3 か月後であるところ、雇用保険の加入記録が判明した複数の同僚は、雇用保険の資格取得後、数か月してから厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。